

促進ニュース

発行：座間市基地返還促進等市民連絡協議会 発行日：平成22年11月25日 事務局：座間市秘書室渉外課 046-252-8307 (直通)
http://www.city.zama.kanagawa.jp/

キャンプ座間返還候補地

国が見直し案を提示

平成二十二年第一回臨時総会で報告される

去る十一月一日に平成二十二年第一回臨時総会を開催しました。当日は、国と市の協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」の第七回幹事会の協議内容の報告を受け、活発な意見が交換されました。

総会では、座間市議会の役職変更に伴う役員の変更について承認後、議題に移り市から「キャンプ座間に関する協議会」第七回幹事会で示されたまとめ（裏面参照）の報告がありました。その中で国は前回示した説明がありました。さらに、国が行った返還候補地の調査、測量結果については、整理でき次第、座間市に提供するなどの検討結果が示されました。

この報告に対し、「今回の国の提案は大変譲歩してきたものであり、高く評価する」、「市税の関係、市の協力関係など様々な面から検討しても、自衛隊宿舍建設は大きなメリットがある」、「跡地の利用に関して、例えば病院ということであれば、財務省がまとめた新成長戦略にかけてみる価値はあるので、市民のための有効活用からも病院誘致という方向で是非進めていただきたい」、「市民が喜ぶ大きなチャンス逃さないように」など、国の提案を評価し、計画を進めるようにとする意見が多数出されました。その反面「まず日米合同委員会にかけて返還を確定させるべき」、「国の提示したスケジュールに捉われることなく、じっくりと市民の負担軽減策を判断すべき」、「宿舍建設は財務省の所管であり、防衛省と財務省の調整状況を踏まえ政府の意思として確認すべき」といった意見も出されました。

- ★10月14日開催「キャンプ座間に関する協議会」第7回幹事会において国から示された図
- ※上図部分が前回までのキャンプ座間に関する協議会において示されていた位置案で下図部分が今回新たに国が示した位置案
- 主な変更点
 - ・家族宿舍建設予定地の位置案の変更
 - ・宿舍規模を約250戸・2haに縮小
 - ・道路の整備位置の明示
- 赤線で囲まれた部分が全体面積約5.4ha、水色の点線の枠内がロードマップに示された1.1ha、緑の点線の枠内が追加的返還候補地約4.3ha、黄緑枠内が家族宿舍建設予定地、青線が進入道路整備予定位置
- 5.4haはキャンプ座間(座間市行政分)の約8.7%にあたる面積
※1ha=10,000㎡≒3,030坪≒1町歩



◎追加的返還候補地(約4.3ha)に陸自家族宿舍(約250~300戸程度、約2.3ha程度)を建設。



◎返還候補地(約5.4ha)に陸自家族宿舍(約250戸、約2ha)を建設。

最後に、会長である市長から「今回の返還については、日米合同委員会にかける以前に追加的返還候補地として示されたことは、国の誠意として率直に評価したい。今回、国との協議の中で、市民からの切実な要望である病院について、返還があるうとなかろうと考えていかなければならない課題ということから一つの例として質したが、新成長戦略の活用は、極小の負担の中で跡地の市民のための有効利用を考えたとき一つの可能性として国に対し求めていく価値があると思っている。現実的な対応として陸自家族宿舍建設を前提にしつつ重く受け止めながら、財政の負担が極小かつ市民の要望にお応えできる内容での対応を考えていきたい。

市基地返還促進委員会から答申！

昨年10月に開催された「キャンプ座間に関する協議会」(以下、「協議会」という。)第4回幹事会において、平成18年5月に米軍再編の日米合意で返還されることになっていましたキャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の一部1.1haに新たに追加的な「返還候補地」として陸自家族宿舍の敷地約2.3haを含む約4.3haが示されました。

それを受け、市長は、本年3月に市の附属機関である座間市基地返還促進委員会(以下、「委員会」という。)を立ち上げ、公募の市民2名を含む15名の委員に返還跡地の利用計画を諮問していました。委員会では、「協議会」や「基地返還促進等市民連絡協議会」の協議内容を踏まえながら、5回に及ぶ審議を重ね、11月9日、会長から市長に対し、跡地利用計画について答申されました。その答申では、市の財政負担を極力抑制するため、国有財産の処分に係る優遇措置等も考慮した中で、病院誘致ゾーン、公園ゾーン、陸上自衛隊家族宿舍建設ゾーンの大きく三つのゾーンに分けた返還跡地利用計画図(裏面参照)が示されています。

答申を受けた市長は「様々な課題解決など高いハードルを越えなければならないが、しっかりと答申を尊重し、その実現に向けて努力していく。答申を具現化する市としての利用構想を早急に策定し、国との協議を加速させたい。」とコメントしています。



会長・副会長から答申書を受け取る遠藤市長

さらに今後の協議については、拙速を禁じつつ、一つ一つ丹念な取り組みをしてまいりたい。」との話がありました。

臨時基地視察

平成22年8月19日に当促進協では、米海軍厚木基地の視察を市長はじめ市関係者と共に行いました。

これは、厚木基地が当市と「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結したいとの意向があり、座間市長や市関係者に防災設備及び機材を見ていただきたいとの申し出があったことから、市の呼びかけにより、急遽、実現したものです。



第7回幹事会(まとめ)

- 1 日時 平成22年10月14日(木) 10:55~11:45 2 場所 座間市役所
 3 出席者 ①南関東防衛局:古屋企画部長、清水管理部長 ②座間市:小俣副市長、上沢市議会副議長、大塚市基地返還促進等市民連絡協議会副会長、宮代企画財政部長 ③神奈川県【オブザーバー】:関根基地対策部長

4 会議概要

①第6回幹事会について

第6回幹事会の議事内容の確認を行った

②負担軽減策の具体化について

前回の幹事会において、陸自家族宿舎の位置案について座間市からの「宿舎用地によって1.1ヘクタールの返還地と約4.3ヘクタールの追加的返還候補地が分断されている形になっている」、「1.1ヘクタールの返還地を含めた中で宿舎の位置を検討していただきたい」、「宿舎の面積及び戸数についても必要最小限となるよう配慮していただきたい」との指摘、要望を踏まえ、南関東防衛局から見直し案の説明があった。(別図)

また、宿舎の進入路について、座間市の負担軽減の観点から改めて検討した結果、返還候補地境界に沿った形で、防衛省において、宿舎の進入路を整備する案としたとの説明があった。更に、南関東防衛局から、返還候補地の調査、測量結果について、「整理でき次第、座間市に提供したい」、市の負担の極小化について、「座間市の負担を極小にできるよう、跡地利用計画の検討状況を踏まえ、積極的に支援していきたい」また「現行制度においては、道路等の特定の場合を除き、用地の譲与又は無償貸付は困難である」との説明があった。

これを受け、座間市から、①「陸自家族宿舎について、この位置案等でほぼ確定と考えて良いか」、②「市の利用計画は、いつまでに定める必要があるのか。また、全体の利用計画を定めるスケジュールは」、③「財務省がまとめた新成長戦略における国有財産の有効活用についての活用ができるのか。市民からの病院設置のニーズは非常に高いものがある。仮に民間病院を返還候補地に誘致する場合の処分条件はどのようになるか」、④「市には景観条例と景観計画があり、宿舎の設計に際しては、その辺の配慮をしていただきたい」、⑤「宿舎用地の造成の際には、市が利用する部分を含めて全体的に大まかな造成をしていただきたい」などの質疑、要望があった。

これに対し、南関東防衛局から、①「そのとおりである。座間市の要望を踏まえて検討した結果である」、②座間市の利用計画案については、「出来る限り早く示していただきたい」、「大まかなスケジュールとして12月までには、まとめたい」、③「仮に、民間病院を誘致する場合は、現行制度では全額時価で市が買い取る事になっている。「新成長戦略における国有財産の有効活用について」との関係では、あくまでも財務省との調整如何によるが、国有地の賃貸や市が一旦借り受け、民間病院へ転貸することに、この枠組みが、活用し得るかもしれない。仮に、座間市が今後の検討過程において、この新たな枠組みを活用したいとのことであれば、そのために必要な調整についても協力してまいりたい」、④景観条例、景観計画については「配慮する」、⑤「国において、座間市が利用することを目的として造成することは困難であるが、宿舎建設のためには、土の切り盛り等の造成が必要と考えるので、市の要望を考慮に入れながら造成の範囲を検討したい」、との回答があった。

最後に、南関東防衛局から「以上説明した防衛省の検討状況及び陸自宿舎の建設計画を踏まえ、座間市として、返還候補地5.4ha全体の利用構想を検討の上、次回の幹事会において提案いただきたい」との要望があり、座間市から「市としての考え方をまとめるための時間をいただきたい」との回答があった。

次回幹事会の開催日及び開催場所等については、事務局を通じて別途調整することとした。

《参考》 新成長戦略における国有財産の有効活用について(平成22年6月18日)[抜粋]

未利用国有地の貸付を行う対象は地方公共団体等に限定されているが、新成長戦略においては、多様な主体による地域に密着した医療・介護・子育てサービスを推進するとされていることから、こうした主体においても一定の要件の下、貸付による未利用国有地の活用ができるよう、例えば、地方公共団体を通じた貸付を行うことなどにより、多様な主体が利用することが可能となるよう検討を行う。

座間市基地返還促進委員会 答申書

平成22年11月9日

座間市長 遠藤 三紀夫 殿

座間市基地返還促進委員会
 会長 木村 功

答申書

平成22年3月18日付けをもって諮問のありましたキャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地の利用計画を別紙のとおり答申します。

《別紙》

まえがき

キャンプ座間の返還に関しては、平成18年5月に日米安全保障協議委員会でチャペル・ヒル住宅地区の一部約1.1ヘクタールの返還が決定され、また、平成21年10月には、国と市との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」において、国から追加的返還候補地として陸上自衛隊家族宿舎用地を含む約4.3ヘクタールが新たに提示されています。

このような中で、我々市民各層代表15名は、平成22年3月、座間市基地返還促進委員会委員に委嘱され、市長から「キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地の有効活用を図るため、その利用計画について」諮問を受けて以来、現地調査を含め5回に及ぶ会議を開き、慎重審議を重ねてまいりました。

跡地利用計画の策定にあたりましては「キャンプ座間に関する協議会」の協議内容や市政に対する市民要望等を踏まえるとともに、市の財政負担を極力抑制するため、国有財産の処分に係る優遇措置等も考慮した中で、最大限有効に活用できるよう多角的に検討し、次のとおり意見の集約を見たものです。

この計画実現には、解決を必要とする多くの課題が内在していると思われませんが、市民の大きな期待に応え、関係機関との連携のもとに全力で取り組まれるよう切望し、ここに答申いたします。

キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用計画

1 計画策定の基本的方針

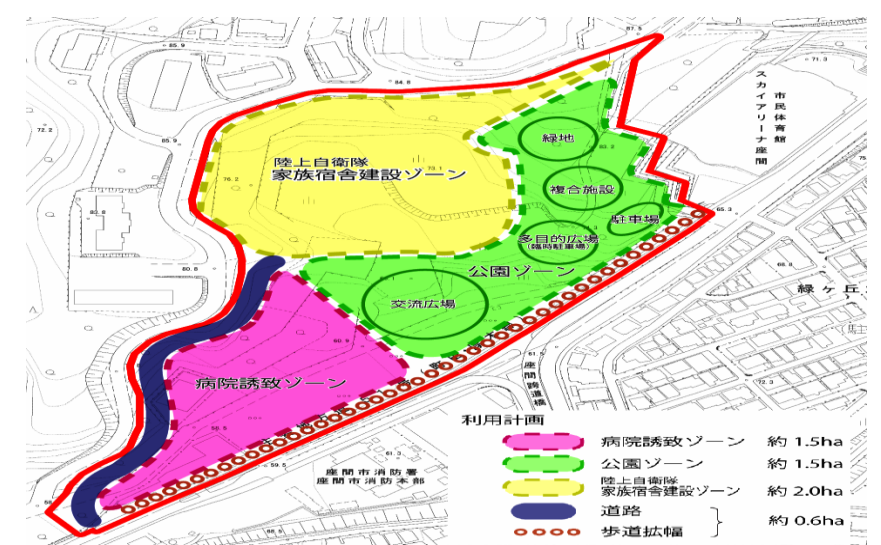
今回の返還は、基地が所在する市の負担軽減策として国から示されたものであり、市民にとってもそれを実感できる活用が求められる。そのため、次の基本的な方針に基づき、計画を策定した。

- 1) 返還跡地として利用計画を策定する範囲は、返還予定地約1.1ヘクタール、追加的返還候補地約4.3ヘクタール、既存敷地約0.2ヘクタールの合計約5.6ヘクタールとする。
- 2) 跡地利用計画は、市の財政負担を極力抑制する中で、用地を最大限有効に活用できるよう総合的に検討する。
- 3) 追加的返還候補地の一部用地を国が利用することを前提として計画する。
- 4) 国と市との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」の協議内容や市政に対する市民要望等を踏まえた計画とする。
- 5) 返還跡地の現況や周辺公共施設との関連等を勘案して計画する。

2 跡地利用計画

返還跡地を市が利用するにあたっては、そのコンセプトを「スポーツと健康の森」とし、既存の市民体育館・大坂台公園との一体性を持った活用を意図した。具体的には、整備が望まれる施設として、病院及び公園を位置づけるとともに、返還跡地を大きく3つのゾーンに区分し、それぞれの利用を次のとおり計画した。

- 1) 病院誘致ゾーン
 病院誘致ゾーンは、市民の要望が最も高い総合病院を誘致することとし、市の救急医療体制を充実させるよう計画した。面積は、約1.5ヘクタールとし、既存敷地を効果的に活用するため、現在の市民体育館第2駐車場もこの区域に含めることとした。
 - 2) 公園ゾーン
 公園ゾーンは、現状の地形を活かして緑地、交流広場、多目的広場及び公園利用者等の駐車場を整備するほか、展示施設や学習室、管理事務所等を含む複合施設を設置する区域として計画した。面積は、約1.5ヘクタールとし、隣接する市民体育館、大坂台公園との連携を図るとともに、多目的広場は市民体育館の臨時駐車場としても活用することとした。
 - 3) 陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーン
 陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンは、250戸の陸上自衛隊家族宿舎を国が建設する区域として計画した。面積は、約2.0ヘクタールとした。
 - 4) その他
 返還跡地内の道路については、国が整備する陸上自衛隊家族宿舎へのアプローチ道路を有効活用する形で計画した。また、県道町田厚木線沿いに歩道を整備し、バリアフリー化を図ることとした。
- 3 跡地利用計画図



4 計画推進のために

本計画の推進のため、次の意見を付す。

- 1) この計画は、返還跡地の利用について一定の方向を示したものであり、今後、市として詳細な検討を加えたうえで、具体的整備を推進されたい。特に、公園ゾーンの施設については、国の補助制度等を活用する中で内容を十分に精査されたい。
- 2) 病院誘致にあたっては、現状の医療圏における病床過剰地域の課題解決とともに、市の財政負担を極力少なくする方策を模索するなど、その実現に向けて全力で取り組まされたい。
- 3) 今後とも、返還跡地に係る国との協議を積極的に行い、市の跡地利用に対する最大限の配慮を求められたい。